

1 国の指針

給付適正化の基準となる指針（第6期介護給付適正化計画）

令和5年9月12日付「介護給付適正化の計画策定に関する指針について」（厚生労働省老健局介護保険計画課長）

(1) 和光市の計画

第9期長寿あんしんプラン（介護保険事業計画） = 第6期介護給付適正化計画

※第6期介護給付適正化計画は、第9期長寿あんしんプランに含まれてる。

(2) 給付適正化の主な項目

第8期まで	第9期から
給付適正化主要5事業 ・要介護認定の適正化 ・ケアプランの点検 ・住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与 調査 ・医療情報との突合・縦覧点検 ・介護給付費通知	給付適正化主要3事業 (1) 要介護認定の適正化 (2) ケアプランの点検 住宅改修等の点検 福祉用具購入・貸与 調査 (3) 医療情報との突合・縦覧点検 (介護給付費通知は、任意事業となった)

令和5年度（第5期計画）までは、給付適正化の項目は5項目であったが、住改・福祉用具がケアプラン点検の中に含まれ、費用対効果を見込みづらい介護給付費通知が任意事業となった。

2 介護給付費通知事業の内容

サービス受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発すると共に、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑止効果を図ります。

- (1) 「介護給付費通知書」は、埼玉県国民健康保険団体連合会に依頼することで作成します。
- (2) 「介護給付費通知書」の作成に係る経費は発生しませんが、郵送費は和光市の負担となります。
- (3) (1)により作成依頼をすると市に「介護給付費通知書」が届くので郵便局に通して郵送手配します。

3 介護給付費通知事業を廃止したい理由

国の指針にも示されている通り、費用対効果が見込まれない（または効果がない）ため、廃止をしたいと考えています。事業の経費は以下の通りとなります。県内では、以下の自治体が先行して事業を廃止しています。

4 費用額

(参考) 令和6年度（第9期計画）から既に廃止した自治体

志木市、新座市、東松山市、飯能市、行田市、本庄市

年度	件数 (予算額)	郵送費(円)
R7	3,500	283,500
R6	3,300	277,200
R5	3,300	277,200

第4節 介護保険サービス提供体制の整備

介護保険制度は高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的に平成12(2000)年度に創設されました。介護保険制度が開始されてから、少子高齢化が増々進行していることにより、保険料の増加や介護従事者の不足が本市を含め全国的な課題となっています。今後も介護保険制度を継続して利用できるように、以下の成果指標を定めて、施策を推進します。

<基本施策の目指す姿> 「介護サービスを安心して利用できる」

成果指標	現状値	目標値
	令和3(2021)年度	令和7(2025)年度
【日常生活圏域ニーズ調査】 設問「和光市の介護保険事業の満足度」※1 に対して、全回答者のうち<良い><まあ良いと思う>と回答した人の割合	60.4%	65.0% 以上

※1 日常生活圏域ニーズ調査で、(1)介護予防サービス(2)居宅介護及び施設介護サービス(3)相談対応に関すること
(4)介護保険料

<基本施策を支える各施策>

施策番号	施策名	区分
4-1	介護人材の確保・育成	重 点
4-2	包括的な支援体制の強化	
4-3	介護保険サービス事業所に対する指導検査の強化	
4-4	給付適正化の推進	
4-5	介護サービス基盤の計画的な整備	

4-1 介護人材の確保・育成

重点

<施策の方向性>

高齢化に伴う介護サービスの需要増大と生産年齢人口の減少が見込まれることから、介護従事者を確保することを目的として、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することによって、多様な人材の参入を促進します。

また、同時に介護サービス事業者の生産効率を向上させるため、介護現場の負担軽減を図ります。

<活動指標>

目標 ※令和7(2025)年度
・令和7年度までに市内事業者の介護人材の不足状況を把握します。
・令和7年度までに介護人材の確保・育成に資する事業を推進します。

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

- ・国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）のデータをもとに、次の審査を国保連に委託します。

内容	<縦覧点検> 介護保険の請求確定後に、複数月の請求内容や他の事業所の請求内容を確認して審査を行います。
	<医療情報との突合> 介護保険の請求確定後に、医療保険と介護保険の請求内容を合わせて確認し審査を行います。

- ・縦覧点検及び医療情報との突合を実施し、過誤の申立てを行うほか、国保連から送付される帳票の確認を行います。
- ・点検による過誤の申立や当該申立に伴う過誤の金額を低減させていくため、突合の結果過誤の多い事業所等を抽出し、通知または聞き取りすることで適正な請求を促します。

(4) 利用者への情報周知

- ・介護保険制度の利用手引きパンフレットを配布するなど、要介護等認定の申請者に対して、認定の仕組みや認定結果について、理解を深めてもらうことで利用者の課題やアセスメントの適正化を図ります。
- ・利用中の介護サービスが、身体状況に適しているかを利用者自身に改めて確認してもらうため、年2回、介護給付費（サービスの種類や費用等の利用状況）の通知を送付します。

(5) 特定事業所集中減算に係る報告

- ・居宅介護支援事業所に対して半期ごとに特定事業所集中減算に係る報告書を提出させることで、事業者に作成したケアプラン全体の偏りの確認機会を促します。

特定事業所集中減算とは

居宅介護支援事業所におけるケアマネジメントについて、公正中立なプランの作成のために、同じ事業者の同じサービス提供の偏りを防止するための減算制度です。

判定期間内に作成したケアプランが、同一法人の事業所の利用割合が80%を超過した場合には、半年間の間、全ての報酬（居宅介護支援費）の所定単位数から1ヶ月につき200単位を減算します。（第8期計画期間中において、当該減算対象となった事業所はありません。）